

国民健康保険税納税通知書を発送します

国民健康保険税は世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者となり、毎年4月から翌年3月までの1年間の税額を8回の納期に分けて納付します。年度の途中で脱退・加入したときは月割りで計算します。税額は前年中の所得に応じて計算されますが、所得が少ない世帯の均等割額が軽減される制度があります。軽減を受けるためには、世帯主および国民健康保険加入者(16歳以上の人)の所得の申告が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の収入が大幅に減少したときや、災害など特別な事情で納付が困難な世帯は、国民健康保険税が減免される場合があります。また、会社の倒産や解雇などの理由で失業した人は、国民健康保険税が軽減される場合があります。これらの減免や軽減を受けるためには、申請書等の提出が必要です。

保険税の滞納があると、有効期限の短い保険証を交付する場合や、保険証に代わり資格証明書(医療費は全額自己負担)を交付する場合があります。納付が困難な場合は、お早めに収税課(1階⑩番窓口)へご相談ください。

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新の時期です

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)から有効な新しい保険証は、7月中に郵送します。7月31日(日)までに保険証が届かない場合や、保険証の内容に変更・誤りがある場合は、担当までお問い合わせください。

※不在の場合は、不在連絡票が投函されますので、その内容に基づいて受領してください。郵便局の保管期間(配達から1週間)を過ぎた場合は、市で保管します。

※有効期限が切れた保険証は、保険年金課または各出張所へ返却するか、ご自身で裁断するなどして処分してください。

区分	国民健康保険被保険者証	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
対象	69歳までの国民健康保険加入者	70歳から74歳までの国民健康保険加入者
郵送方法	世帯分をまとめて簡易書留で郵送	
有効期間	8月1日(月)～令和5年7月31日(月)	

70歳になる人へ

8月2日から令和5年8月1日までに70歳の誕生日を迎える人の有効期限は、誕生月の月末(1日生まれの人は誕生日の前日)までとなります。それ以降の保険証は、適用となる月の前月末に郵送します。

75歳になる人へ

8月2日から令和5年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人は、誕生日以降は後期高齢者医療制度へ移行します。後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日前までに郵送します。

医療費が高額になりそうときは、限度額適用認定証をご利用ください

入院や通院により1か月に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えると、「限度額適用認定証」等を提示すると、医療機関等での支払いが自己負担限度額までになります。また、入院時の食事代が減額できる場合もあります。認定証の発効期日は申請月の1日からとなりますので、必要な人はお早めに窓口で申請してください。

※認定証の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。引き続き認定証の交付を受けるためには、再度申請が必要です。

対象(①～③のいずれかに該当する人)

- ①70歳未満の人
- ②70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の人
- ③70歳以上75歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の世帯の人

条件 国民健康保険税に滞納がなく、所得の申告をしていること



お知らせ 国民健康保険に関するお知らせ

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)

国民健康保険税率等が改定になりました

国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、県内の市町村とともにその運営にあっています。この制度は、被保険者が病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険税を出し合っており、お互いに助け合う医療制度です。

現在、多くの市町村で実質的な収支の「赤字」が続いており、国民健康保険財政の健全化を図るため、いわゆる「赤字市町村」は県が策定した国民健康保険運営方針に基づき、「赤字削減・解消計画」を策定することとされています。

県では、令和8年度までに各市町村が「赤字」を解消し、県内の保険税水準をおおむね統一する方針が示されています。市では、県の方針を踏まえて策定した「赤字削減・解消計画」に基づき、国民健康保険税の税率改定を行っていくことになりました。

なお、県において、各市町村が参考とすべき「標準税率」が示されるため、市でも「標準税率」に近づけていく必要があります。しかし、今までの保険税率と「標準税率」とでは差が大きいため、一度の改定では被保険者の負担が大きくなりすぎることから、複数回に分けて税率改定を行っていく予定です。

一人当たりの医療費の増加等により、国民健康保険財政は大変厳しい状況です。市では、今後も健全な財政運営が行われるよう取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

主な改定点

区分		令和4年度	令和3年度	差
医療分	所得割額	6.8%	6.8%	-
	均等割額	2万4,000円	2万円	+4,000円
後期高齢者支援金等分	所得割額	2.5%	2.4%	+0.1%
	均等割額	9,500円	7,000円	+2,500円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)	所得割額	1.8%	1.3%	+0.5%
	均等割額	1万4,000円	1万円	+4,000円

所得割額：前年中の所得に応じて課税される金額

均等割額：世帯の国民健康保険加入者数で算出される金額

子育て世代の国民健康保険税の負担が軽減されます

未就学児の均等割額の2分の1が軽減されます。

所得が少ない世帯の国民健康保険税の均等割額の軽減を受ける人は、軽減適用後に均等割額からさらに2分の1が削減されます。

1人当たりの均等割額	未就学児均等割軽減後の額
3万3,500円(軽減なし)	1万6,750円
1万500円(7割軽減後)	5,025円
1万6,750円(5割軽減後)	8,375円
2万6,800円(2割軽減後)	1万3,400円

モデルケース

1人世帯(70歳)

年金収入110万円(所得0円)
介護納付金なし

令和3年度	8,100円 (均等割7割軽減)
令和4年度	1万円 (均等割7割軽減)
差額	+1,900円

2人世帯(65歳夫婦)

世帯主：年金収入200万円(所得90万円) 配偶者：年金収入60万円(所得0円) 介護納付金なし

令和3年度	7万100円 (均等割5割軽減)
令和4年度	7万7,100円 (均等割5割軽減)
差額	+7,000円

3人世帯(45歳夫婦、子15歳)

世帯主：給与収入400万円(所得276万円) 配偶者・子：収入なし 介護納付金あり(2人)

令和3年度	34万5,500円
令和4年度	38万7,000円
差額	+4万1,500円

※世帯ごとに税額は異なります。税額は、7月中旬に届く国民健康保険税納税通知書でご確認ください。